

## 活動報告

### 【国際研修・共同研究】

## ミャンマー：商標法に関するオンラインセミナーについて

国際協力部教官

村田 邦行

下道 良太

### 第1 はじめに

2020年8月18日、ミャンマー連邦共和国（以下、「ミャンマー」といいます。）の商標法に関するオンラインセミナー（“Webinar on Effective Enforcement of the Trademark Law”。以下、「本セミナー」といいます。）が開催されました。

本セミナーでは、「新商標法の円滑な運用に向けての課題と提案（Agenda and Proposals for Smooth Operation of the New Trademark Law）」をテーマに、アジア弁理士協会国際理事の黒瀬雅志弁理士によるプレゼンテーションや、参加者との意見交換が行われました。

日本側からは、ミャンマー長期派遣専門家<sup>1</sup>をはじめとする独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」といいます。）の関係者や当部教官などが参加し、ミャンマー側からは、商業省副大臣のほか、連邦最高裁判所、商業省<sup>2</sup>、教育省、連邦法務長官府、税関及び警察から関係者が参加しました。

本稿では、その概要を御紹介します。

なお、本稿の意見にわたる部分は本稿執筆者の私見であり、当部の見解ではありません。

### 第2 本セミナーの背景

1 JICAの「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」では、外国からの投資促進やそれに伴う市場経済の拡大に対応するための法・司法セクターの能力向上といった法的インフラ整備を目的とする活動の一環として、知的財産に係る裁判の制度構築に向けた支援及び職員向けの執務資料作成といった人材育成等に資する支援を行っており、法務省は、この支援活動に対し全面的に協力しています。

ミャンマーでは、知的財産関連法（特許法、商標法、意匠法、著作権法）の整備を進めていたところ、2019年1月から同年5月にかけて、上記知的財産関連法が成立しました。本稿執筆時点で明確な施行時期は決まっていますが<sup>3</sup>、商標法は2021年の早い時期の施行が見込まれるほか、他の三法も施行を控えており、上記知的財産

<sup>1</sup> 法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家のみならず、本セミナーの開催に当たり尽力された高岡裕美専門家（ミャンマー教育省知的財産行政アドバイザー、特許庁から派遣）も参加されました。

<sup>2</sup> 後述する消費者保護センター、知財の登録等を担当する部署などを有する機関

<sup>3</sup> 商標法の施行時期は未定ですが、2020年10月1日、旧制度下で登記されている商標について、新法の下で保護を受けるための出願を優先的に受け付ける「ソフトオープン」が開始されました。

関連法の適切かつ円滑な運用のための準備が喫緊の課題となっています。

2 このような中、当部では、2020年3月、知的財産をテーマとした本邦研修を実施し、同研修において、黒瀬弁理士より、本セミナーと同様のテーマで講義をしていただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、同研修は途中で打ち切りとなりました。

しかし、黒瀬弁理士の御講義は、知的財産に関する上記のミャンマーの状況に鑑みて時宜にかなったものであり、新型コロナウイルス感染症の影響により次回の本邦研修や現地でのセミナー等の見通しが立たない中、黒瀬弁理士の知見を少しでも早くミャンマー側関係者と共有するため、黒瀬弁理士の御協力はもちろん、ミャンマー長期派遣専門家をはじめとする関係者の御尽力により、オンライン形式による本セミナーの開催が実現しました。

### 第3 本セミナーの概要

#### 1 プレゼンテーション

(1) 黒瀬弁理士は、まず、商標法施行後、大量の商標出願とこれに対する大量の異議申立てがなされ<sup>4</sup>、商標権侵害を巡る紛争が多発し、さらに、税関水際措置を強化する要請も強くなると予想された上で、商標法の円滑な運用に必要とされる体制（商標の類否判断を迅速、的確に行える体制と、商標権侵害行為を迅速に中止できる体制）を構築する必要があると指摘されました。

また、商標法の専門家が少ないというミャンマーの現状において、商標法の効果的かつ円滑な運用を図るためには、各関係機関（省庁）の横断的協力が必要であるとの指摘をされました。

(2) 黒瀬弁理士は、この各関係機関（省庁）の横断的協力を実現するために参考になるものとして、ASEAN各国における商標権のエンフォースメント体制を紹介されました。ASEAN各国には、多発する商標権侵害事件に効果的に対処するため、関係する行政・司法機関が横断的に協力するシステムが形成されており、商標権のエンフォースメント体制の特徴として、①知的財産局とエンフォースメント機関の協力、②侵害判断又は鑑定業務を行う専門家集団の設置、③海外の知財専門家との交流、④海外知財情報の調査及び⑤エンフォースメントの実効性を上げるための予算措置（人材確保、必要機材整備、運用経費など）が挙げられます。以下、ここで取り上げられたASEAN各国のエンフォースメント体制について、黒瀬弁理士の御説明に沿って御紹介します。

#### ア ベトナム

商標権侵害品（模倣品）の摘発機関として、商工省に市場管理局（MSA）があり、その地方機関である商工局市場管理部による迅速な模倣品摘発は海外から高く評

<sup>4</sup> ミャンマー商標法では、出願後登録前の異議申立て制度が設けられています。

働かれています。

また、知財権の侵害に関する鑑定意見を提供する公的機関として、科学技術省内に設置されたベトナム知的財産研究所（VIPRI）があり、知財権の侵害に関する鑑定<sup>5</sup>（商標の類否判断）、知財権侵害に対する補償金額の算定、権利執行機関に対する知財研修、海外機関との交流や知財法制度の研究を行っています。

#### イ タイ

知的財産局（DIP）内に知的財産権違反取締局（Suppression Division）があり、商標権侵害の告発を受けて警察と共同で侵害品の摘発を行ったり<sup>6</sup>、税関登録申請を受け付けて税関のデータベースへの入力を行う<sup>7</sup>などといった形で権利執行機関と協力しています。

また、各省庁の横断組織が形成され、共同で知財権侵害の取締りが実施されています<sup>8</sup>。2016年には、首相をトップとする“National Committee on IP Policy”の下に、副首相をトップとして11の関係省庁が参加する“Sub-Committee on IPR Enforcement”が設立されました。

#### ウ フィリピン

知的財産局（IPOPIL）内に知的財産権執行部（IEO）があり、知財権者からの告発を受け、警察や税関などの権利執行機関と協力して行政的な侵害取締りを行うなど知財権者と権利執行機関とを仲介する役割を果たしているほか、権利執行状況の調査や報告書の作成などを行っています。

また、司法省、警察、税関など12の関係機関によって構成され、知財関連の各行政機関を連携させるためのハブ機能を果たす国家知的財産委員会（NCIPR）があり、定期的な会議の開催（知財権侵害に関する情報共有）、知財権侵害状況の監視、大統領及び各省庁への調査報告、国民に対する知財教育などを行っています。

#### エ マレーシア

商標の出願等を担当する知的財産局（MyIPO）を所管する国内取引・消費者省（MDTCA）内に権利執行部も設置されており、同部が強力な権限をもって模倣品の摘発を行っています。

#### オ カンボジア

14の関係機関により構成されるカンボジア反模倣委員会（CCCC）があり、警察や税関などの権利執行機関と協力して模倣品の摘発を行っているほか、模倣品撲滅のために国内団体及び国際団体と協力しています。

#### カ インドネシア

法務人権省知的財産総局（DGIP）内に権利執行部門が設けられており、商標権

<sup>5</sup> 鑑定書は、裁判所や権利執行機関の手続で用いられます。

<sup>6</sup> 職員が警察官と一緒に現場に行って鑑定を行うこともあります。

<sup>7</sup> 知財権違反取締局が間に入ることによって、税関登録が円滑に行われます。

<sup>8</sup> このような取組の結果、タイは、米国通商代表部（USTR）が提出するスペシャル301条報告書において、「優先監視国」から「監視国」に緩和されました。

者からの告発を受理して、侵害品の摘発を行っています。

- (3) 黒瀬弁理士は、ミャンマーにおける商標法の円滑な運用に向けた提案として、①侵害の判断を行う専門部門の設立、②行政機関による商標権侵害の処理、③商業省の消費者保護センター（CICC）による模倣品摘発、④税関への商標登録制度の構築、⑤商標代理人制度の導入などを示されました。

①に関しては、商標法を円滑に運用するためには、商標権の保護範囲を的確に判断できることが必須であることから、商標の類否判断を迅速・的確に行える専門部門を設けることや、業務として商標の類否判断を行う商標審査官の専門知識と経験をエンフォースメントにおいても活用することなどを提案されました。

②に関しては、商標権侵害を迅速に中止させることが重要であり、他方、大量の商標権侵害事件を、全て裁判所で判断・処理することは困難であることから、商標権侵害を行政処分によって処理できる制度を構築することなど（行政処分の決定権限を有する行政機関の設立、侵害の差止めを行うことができる行政執行機関の設立など）を提案されました。

③に関しては、上記②の提案（商標権侵害事案の行政処分による処理）に関連して、CICCが消費者保護の一環として模倣品の摘発を行うことを提案されました。また、CICCが摘発を行うとした場合の検討課題として、誰が商標権の侵害を判断するか、誰が行政的な処罰の決定を行うか、どのように押収した模倣品の保管、廃棄を行い誰がその費用を負担するかなどといった問題点を指摘され、それぞれについて採り得る選択肢を示されました。

④に関しては、海外からの模倣品の流入を阻止するため、税関への商標登録制度を活用する必要があるため、そのために登録の窓口を商業省の知的財産局に設けること<sup>9</sup>などを提案されました。

⑤に関しては、今後、外国からの多数の商標出願、商標に係る短期間での調査依頼、法制度の内容、商標登録の可能性及び商標権侵害の可能性等の照会などが予想され、これらへの対応には高度の知識と経験を必要とすることから、高度な実務能力を備えた商標代理人を早急に育成することが重要であり、この点、商標制度の円滑な運用のためには上記能力を備えた商標代理人のみが業務を行えるようにすること（業務独占）が望ましく、また、同能力を担保するためには商標代理人の資格認定制度の導入<sup>10</sup>が望ましいことなどを述べられました。

- (4) 最後に、黒瀬弁理士は、商標制度を円滑に運用することによって得られる経済的効果として、健全な商品流通市場の実現、事業意欲の向上、投資促進効果、国際評価の向上及び知財ビジネスの発展を挙げられ、改めて商標制度のエンフォースメン

<sup>9</sup> 前述のタイの Suppression Division における仕組みが参考になると考えられます。

<sup>10</sup> 制度の具体的内容として、商標代理人を登録する商標代理人協会の設立、同協会による商標代理人の管理、登録料の徴収及び教育など、個人ではなく複数の代理人からなる事務所に資格を付与すること、収入面でのインセンティブを高めて優秀な人材を集め、内国資本の事務所の拡充を図ること、商標審査官の経験を資格認定の一要件として商標審査官のインセンティブを高めることなどを提案されました。



トの重要性を強調されました。

## 2 意見交換

意見交換ではミャンマー側関係者から意見や質問が活発に出され、黒瀬弁理士のお話を高い関心を持って聞いていたことがうかがわれました。

例えば、上記提案②及び③に関連して、商業省消費者保護局の参加者から、CICCは消費者保護法に基づいて消費者の権利を守ることを所掌しているが、現行法の規定を根拠として模倣品を摘発できるのかは検討を要するとの意見が出されました。ミャンマーの現行法において、行政機関による模倣品摘発（商標権侵害物品の適切な排除）ができるのか、できない場合にどのような立法（法改正を含む）が必要になるのか、今後、日本・ミャンマー両国の関係者で議論する必要があるものと感じました。

また、上記提案⑤に関しては、連邦法務長官府の参加者から、高度な実務能力を備えた商標代理人の確保・育成のための日本の制度に関して質問があり、これに対して黒瀬弁理士が日本の弁理士制度について説明するという場面があり、商業省の参加者からも、“IP Attorney”についての資格試験の導入も検討対象となり得る旨の発言がありました。このように、ミャンマー側では、知財に関して専門知識を有する人材を確保・維持するための制度に関心があることがうかがわれました。商標出願等を担う代理人制度に関しては様々な制度設計が考えられ<sup>11</sup>、各国の実情に応じた制度を導入する必要があることは言うまでもありませんが、日本の弁理士制度も参考となる制度の一つであると思います。

黒瀬弁理士が一貫して必要性を強調しておられたエンフォースメントに関する関係機関の協力については、商業省の参加者から税関の規則制定に協力したり情報提供をしているとの発言がありましたが、全体としては各機関が単体として対応する意識が強いように思われ、今後の改善の余地が大きいと感じました。

## 第4 おわりに

新型コロナウイルス感染症の影響により、法整備支援活動は一定の制限を余儀なくされているものの<sup>12</sup>、商標法の本格施行を間近に控えたミャンマーにとって、施行に向けた準備を進めることは大変重要なことです。

黒瀬弁理士のプレゼンテーションは、その豊富な知識・経験に基づき、ASEAN諸国の実例を紹介しながら、ミャンマーにおける商標法の円滑な運用に向けた具体的提案を行うものであり、ミャンマーの状況に鑑み、時宜にかなったものでした。特に、黒瀬弁理士が何度も言及された、ワンストップでの模倣品摘発や司法手続と比較して時間と費用がかからない行政手続によって模倣品を押収・廃棄する仕組みは、権利者の視点から見て、商標

<sup>11</sup> インドネシアの「知的財産権コンサルタント」について、杉山卓也「インドネシアにおける知的財産権制度を取り巻くサービスの現状について」ICD NEWS77号138頁以降参照。

<sup>12</sup> 法整備支援プロジェクトの長期派遣専門家4名は、本稿執筆時点で、日本に帰国したままオンラインで各種活動を行っています。

権の実効的なエンフォースメントを実現するに当たり重要な提案であり、ミャンマー側の参加者にもその問題意識は十分に伝わったものと思われます。

今回、日本・ミャンマー両国関係者の協力の下、オンライン形式で本セミナーを開催できたことは、非常に有意義であったといえます。本稿執筆時点で、新型コロナウイルス感染症が収束する見通しは立たないものの、今後も、オンラインを活用しながら、両国の協力関係を更に深める活動が継続されることを望みます。



【黒瀬弁理士のプレゼンテーションの様子】



【意見交換の様子（左：黒瀬弁理士，右下：ミャンマー側参加者，右上：通訳）】